

豊田工業大学学生寮規定

(規程 第3号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、豊田工業大学（以下、大学という）の学生寮の管理、運営のために必要な事項を定める。

(寮の設置目的)

第2条 学則第6条の規定に基づき、学生生活の援護をし、共同生活を通じて豊かな人間性と創造的な知性を育成することを目的として、大学に学生寮を設置する。

2 寮生は互いに人格を尊重しあい、相互協力の基盤のもとに、自律の精神により前項の目的の達成に努力しなければならない。

(名称及び所在地)

第3条 学生寮の名称は次のとおりとする。

名称
豊田工業大学久方寮
豊田工業大学国際交流ハウス

(所管)

第4条 学生寮は大学学生部の所管に属し、学生部長がこれを管理する。

2 学生部長は、学生寮の管理・運営に係る事項を審議するために必要な機関を設けることができる。

(職員)

第5条 大学は、学生寮の管理・運営に関する事項を処理するために必要な職員を配置する。

第2章 経理

(経理原則)

第6条 学生寮の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学生寮の運営に要する諸経費は、寮生の納付する費用及び大学からの援助費用をもってあてる。

(寮費等)

第7条 寮生は、別に定める寮費その他の諸費用（以下、寮費等という）を毎月所定の期日までに納入しなければならない。

第3章 入退寮

(入寮)

第8条 大学に入学した学生（以下、新入学生という）は、原則として第1年次は学生寮に入寮しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学が特に認めた場合には、新入学生の入寮を免除し、あるいは寮生の在寮期間を延長若しくは短縮することがある。
- 3 2年次以降の学生は、希望者から別に定める募集要項により入寮を認めることがある。

(退寮)

第9条 寮生は大学の学籍を離れたとき、その他別に定める事由が生じたときは遅滞なく退寮しなければならない。

- 2 学生寮で集団生活を送ることに支障が生じた際や、他の寮生に迷惑を及ぼす行為があったと学生委員会が判断した場合、学生部長が退寮を命じることがある。

第4章 寮生活

(寮生の義務)

第10条 寮生は、相互の信頼と自律によって、寮生活の風紀・秩序の維持を図るとともに、快適な寮生活の確立と良き伝統の形式に努めなければならない。

なお、この目的を達成するため、この規則及びこれに付随する諸規則等を遵守しなければならない。

- 2 寮生は、特に火気の取扱いには十分な注意を払うとともに、常に防火・防災に努めなければならない。
- 3 寮生は、寮施設又は寮内の物品を破損・滅失したとき、あるいは寮施設内若しくはその周辺において異状を発見したときは、直ちにその旨を大学に申し出なければならない。
- 4 寮生は次の各号の管理項目を遵守しなければならない。
 - (1) 寮生は自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心がけること。
 - (2) 居室内のトイレトペーパー等の消耗品は寮生の費用負担で交換すること。
 - (3) 日常のゴミの処理については管理者の指示に従い、種類別に分別処理をすること。
 - (4) 共同キッチン、ランドリールーム等の共用スペースに関しては使用後清掃・片付けを行い、次の使用者が快適に使えるようにすること。
 - (5) 共有スペースに私物は残置せず、必ず居室に持ち帰ること。放置されていた場合は、管理者の判断で移動又は廃棄する場合がある。
 - (6) 居室内及び共用スペースに設置されている設備の使用に際しては丁寧に扱い、万一故障したら至急管理者に報告すること。
- 5 管理者は次の各号に該当する場合、寮生の居室に立ち入ることができる。
 - (1) 火災・地震等の震災時や事件・事故等の緊急時等必要と認められる場合。この際、入居者が不在であっても、居室内に立ち入ることができる。
 - (2) 消防設備の点検・設備の修繕等管理上の目的により居室に立ち入る必要がある場合。この際、管理者は寮生に事前に予告して居室内に立ち入るものとする。
 - (3) 客観的事実に基づき寮生が本規則に違反していると推定される場合。この際、寮生の立会いのもと居室に立ち入るが、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではない。
 - (4) その他、寮生の安全確保等を目的として居室に立ち入る必要がある場合。

(届出許可事項)

第 11 条 寮生は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする場合、別に定める手続により、大学に届出てその許可を得なければならない。

- (1) 寮施設内における各種の集会・行事若しくはこれらに類する行為
- (2) 集会室・会議室その他寮内の各種共用施設を使用しようとするとき
- (3) 外来者の寮内への立入り、面会、若しくは寮内における宿泊
- (4) 寮生を対象とするスポーツ・教養等の同好会、その他寮生相互の研鑽親睦等を目的とする団体の結成
- (5) その他、前各号に準ずる行為

(禁止事項)

第 12 条 寮生は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 個室の全部又は一部を他の寮生若しくは第三者（以下、他の寮生等という）に使用させ、あるいは転貸する行為
- (2) 寮施設内における営業行為、又はこれに類する行為
- (3) 寮施設内に石油・高圧ガス類、爆発物、劇毒物等の危険物又は銃砲・刀剣類等を持ち込む行為
- (4) 大学が立入りを禁止した場所に立入る行為
- (5) 他の寮生等に対し、その意志に反して政治・宗教その他学業に関係のない団体等への加入を勧誘し、又はそれらへの支持・支援等を強要する行為
- (6) 大学の許可なく、寮施設の原状を改変する行為
- (7) 特に大学が認めるものを除き、寮施設内において動植物等を飼育し、又は栽培する行為
- (8) 大学が定める所定の場所以外での喫煙行為
- (9) 暴力行為及び賭博行為
- (10) 他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器の視聴、楽器演奏等の行為
- (11) 共用スペースへの物品の残置及び設置
- (12) 居室でのストーブ、その他火気の使用
- (13) 前各号のほか、管理者、他の寮生及び近隣居住者に危害を加え、あるいは迷惑をかける行為

(補修)

第 13 条 寮施設の補修は、原則としてすべて大学が行うものとする。

- 2 寮生が自己の責に帰すべき事由により寮施設又は寮内の物品を滅失・破損・汚損したときは、寮生はその代品調達若しくは補修に要した費用を負担しなければならない。

第 5 章 懲戒

(懲戒)

第 14 条 寮生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、別に定める手続を経て懲戒処分を行う。

- (1) 学則第 42 条に定める懲戒事由に該当する事実のあったとき
- (2) 学生寮の秩序を乱すなど共同生活に適合せず、その他寮生としての品位を辱めたとき
- (3) 故意又は重過失により、寮施設その他の大学の資産に損害を与え、若しくは他の寮生等の生命・財産に危害を及ぼす行為のあったとき

(4) 前各号のほか、この規則又はこれに基づく諸規則等の定めに違反したとき

2 前項の懲戒事由に該当する者のうち、その情状が特に重大で、かつ改俊の情が認められないと判断される者については、退寮を命ずることがある。

第6章 その他

(細部事項)

第15条 この規則の運用に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は学生部長が立案し、教授会の審議手続を経て、学長がこれを決定・公布する。

附 則

1 本規則は、令和8年4月1日から施行する。

制 定	昭和56年 4月 1日
改正1回	昭和60年12月23日
改正2回	平成27年 6月 1日
改正3回	平成29年 4月 1日
改正4回	令和 4年 2月21日
改正5回	令和 8年 2月24日